

平成 27 年 3 月 5 日

北海道知事

高橋 はるみ 様

飲酒ひき逃げにより子供を失った親
江別市 高石 弘・洋子
(飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める
遺族・関係者全国連絡協議会 共同代表)

要 望 書

悲惨な飲酒運転による交通事故を無くしていくために 北海道行政と道民が一つになりできる限りの対策を進めるための道条例制定をしていただけるよう要望いたします。

私たちは平成 15 年 2 月 12 日早朝、新聞配達のアルバイトへ向かう途中、朝方までお酒を呑んでいた当時無職の 28 歳の青年によりひき逃げされ、一瞬にして命を奪われた息子（当時高校 1 年 16 歳）高石拓那の親です。

子供を亡くした親にとってその苦しみは計り知れないものがあります。ましてや飲酒事件による被害では、その苦しみは極めて深い遺恨ともなるのです。

私たち夫婦は息子の事件後、同じ思いをする親を出してはいけない、又加害者を生んではいけないという思いで事件の年の 8 月から「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める」署名活動を始め、その年の 11 月には、5 万 911 筆の署名簿とともに当時の野沢法務大臣と面談致しました。この第 1 回署名提出を皮切りに、平成 17 年 8 月には全国の同じ被害遺族と共に「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」を発足させ、全国各地で署名を集める活動を行って参りました。以来、平成 25 年までの 10 年間で 9 人の法務大臣と面談し 60 万 3080 筆の署名を提出しました。国会議員の勉強会に何度も参加し、国会で意見を述べさせても頂きました。その甲斐あって平成 25 年秋に「自動車運転処罰法」が創設されました。その中に私たちが望んでいた「自動車運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」（最高懲役 12 年）という「逃げ得」を許さないという条項も含まれました。私たちは新法成立の瞬間を国会で見届け、この 10 年間の辛かった闘いを振り返り、感極まって仲間たちと喜び、泣きました。今の子供たちに「決してしてはいけない事！！」として教育していくためには

法律が必要でした。

しかし、平成 26 年 5 月にこの新法が施行されることとなり、飲酒運転を繰り返す大人たちへの強い抑止力となることを期待し、同じような死傷被害が根絶されることを祈っていた矢先の平成 26 年 7 月 13 日、小樽ドリーム・ビーチで耳を疑うようなとんでもない事件が起きました。海水浴帰りの歩行中の若い女性 4 人が、大量に飲酒していた加害者によりひき逃げされ、3 人が死亡、1 人重体という悲惨な事件でした。二度と同じ思いをする家族を出してはいけないと誓い、苦しい活動をしていたのに、いったい何が抑止力になるのでしょうか。とても悔しく、腹立たしく、切なく、悲しい思いです。

そして、そんな思いで苦しんでいたところ、北海道大学の学生さんなどで作る「アルコール問題対策委員会」が、北海道に飲酒運転撲滅のため条例制定を求めて署名活動を行っていることを知り、共感し、感動しました。同時に「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」の仲間から、福岡県での先駆的な条例制定の取り組みの経験も聞きました。

私たちは、道民に対し「飲酒運転をしない・させない」を強く認識させる、即効性と実効性のある条例制定を切に望み、要請するものです。

以上